

学校いじめ防止基本方針

和泉市立南松尾中学校
平成26年1月30日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を置くものとする。

(2) 構成員

校長、教頭、首席、指導教諭、生徒指導主事、各学年主任、
養護教諭、道徳・人権教育担当教諭

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

南松尾中学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
1学期	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 人権HR 合同宿泊学習 (コミュニケーション能力の育成) いじめアンケート (必要に応じてケース会議を設ける) 公開授業 期末懇談 (家庭の様子を把握)	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 人権HR いじめアンケート (必要に応じてケース会議を設ける) 期末懇談 (家庭の様子を把握)	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 人権HR 修学旅行 (コミュニケーション能力の育成) いじめアンケート (必要に応じてケース会議を設ける) 期末懇談 (家庭の様子を把握)	いじめ対策委員会 (年間計画の確認) PTA総会で「いじめ防止基本方針」の趣旨説明 アンケートの分析 いじめ対策委員会 (1学期のまとめと2学期に向けて)
2学期	体育祭 (集団への適応能力の育成) プリムラ和泉交流 (コミュニケーション能力の育成) いじめアンケート 人権週間 期末懇談 (家庭の様子を把握)	体育祭 (集団への適応能力の育成) 職業人に聴く (コミュニケーション能力の育成) 職場体験 (社会性の育成) いじめアンケート 人権週間 期末懇談 (家庭の様子を把握)	体育祭 (集団への適応能力の育成) 公開授業 プリムラ和泉交流 (コミュニケーション能力の育成) いじめアンケート 人権週間 期末懇談 (家庭の様子を把握)	アンケートの分析 いじめ対策委員会 (2学期のまとめと3学期に向けて)
3学期	縦割り集会 校外学習 (社会性の育成) いじめアンケート	縦割り集会 校外学習 (社会性の育成) 公開授業 いじめアンケート	縦割り集会	アンケートの分析 いじめ対策委員会 (総括)

5 取組状況の把握と検証 (PDCA)

いじめ対策委員会は、年4回検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

「いじめが起こらない学級・学校づくり」を基本と考えることが重要である。起こってからの対応ではなく、いじめの未然防止という観点から考え、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。このことを根底に、人権に関する理解及び感覚・意志を育む学習活動を各教科、特別活動のそれぞれの特質に応じて総合的に推進する必要がある。また、生徒同士が他者の痛みや感情を共感的に受け止めることが出来るための感受性を見につけさせ、対等で豊かな人間関係を気づくための取組を学校をあげて推進する必要がある。そのことで、信頼し、信頼される人間関係を構築し、人権を尊重した集団としての質を高めて行くことが重要である。

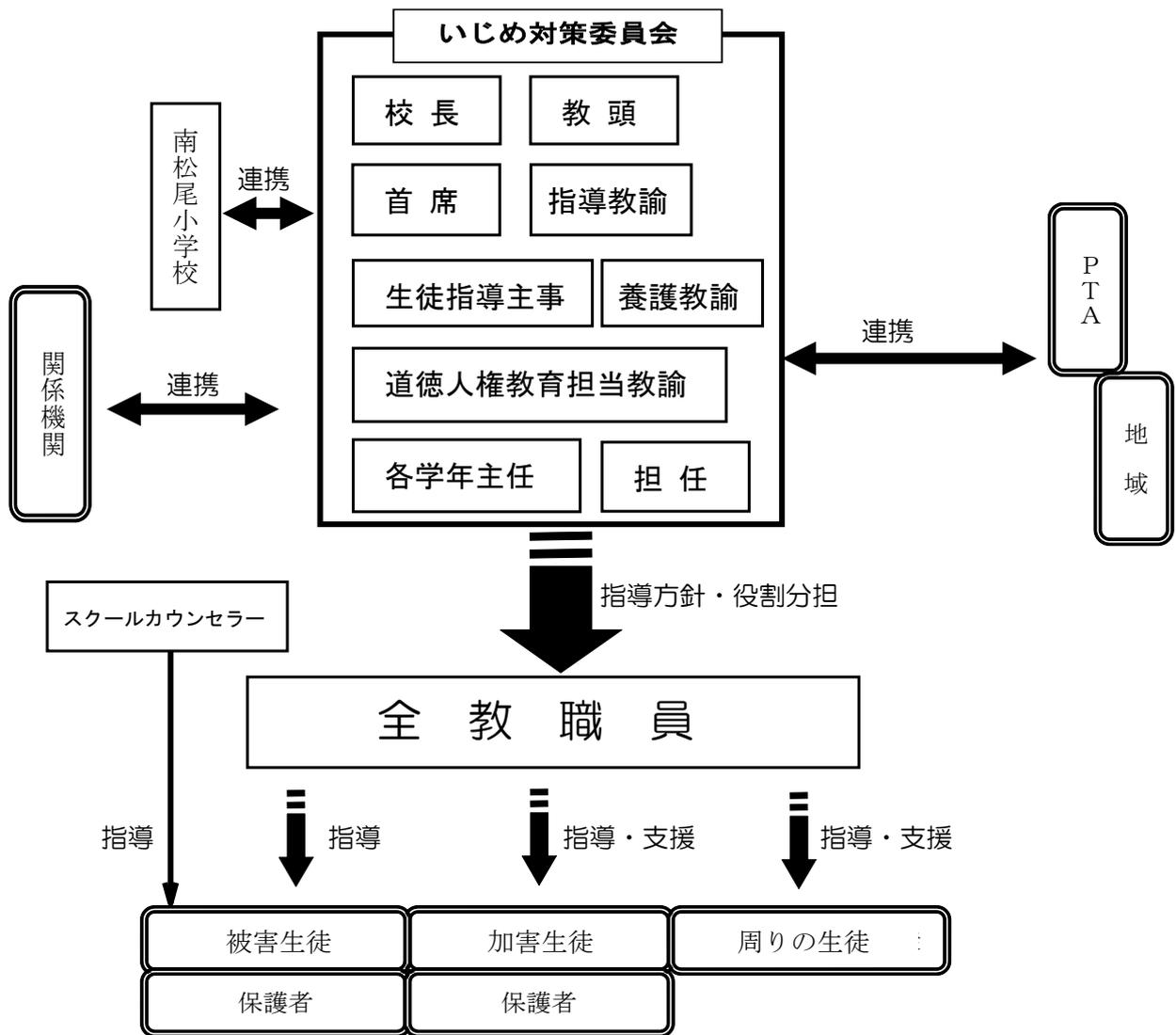
「いじめは、どこの学級にも学校にもおこる。」という認識を全ての教職員が持って取り組まなければならない。そのためにも年間を見通し、「いじめを生まない土壌作り」をめざし、好ましい人間関係、豊かな心を育てる取組が必要である。

未然防止の基本は、生徒同士、生徒と教師の間に信頼関係があり、安心安全な学校生活を送ることの出来る学校を作らなければならない。生徒に集団の一員であることを自覚させ、一人ひとりの存在を認め合うことの出来る学校にしていくことが重要である。

また、未然防止の取組がスムーズにおこなわれているかを定期的に検証していくことも忘れてはならない。

【具体的方策】

- ① 毎日の授業づくり、集団づくり、学校経営
- ② 日々の生徒の行動を把握するための取組の推進
- ③ いじめアンケートの実施
- ④ カウンセリングルーム（カウンセラー）の活用
- ⑤ 教育相談の実施（学期毎）



2 いじめの防止のための措置

(1) いじめに付いての共通理解

日頃からいじめについての共通理解を図るため、いじめの原因、特質、背景、具体的な指導上の留意点など、校内研修や職員会議などで話し合い、平素から教職員全員の共通認識を図って行くことが重要である。

また、生徒に対しても授業はもちろんのこと、集会や学級活動の中でも日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として許されない行為」であることを自覚させ、いじめの起こらない生徒集団をつくりあげていくことが重要である。

そのために、以下のような基本的認識を持てるようにする。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許されるものではない。
- ③ いじめは大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様によって、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に反する行為である。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会など、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

全ての学校教育活動の中で道徳教育を中心に、人権教育の充実、体験活動の実施等、温かい学級経営・学校経営の中で、生徒の社会性を育み、体験から学び、他者の気持ちを共感的に捉えることの出来る豊かな心を育てる。そこから自分と他者の同等性を認識し、お互いが尊重しあえる態度を養う。

互いの存在を認め合い、尊重しあうことでトラブルを防ぎ、物事の解決や進行を妨げたりすることのない行動が出来る能力を身に付けさせる。また、そのために必要な他者とのコミュニケーション能力の向上をめざした取組を実践し、その能力を高める。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の留意点

いじめが生まれる背景には、学習の遅れがその原因の一つになっていることをふまえ、分かりやすい授業作りを進めなければならない。そのためには、教職員間で互いの授業を見学しあい、意見交換をし、一人ひとりが授業力の向上に努めなければならない。より良い授業をつくり、全ての生徒が参加・活躍出来る授業を工夫する。

生徒一人ひとりが活躍出来る集団づくりを進めるために、規律ある集団をつくり、生徒が主体的に参加・活動出来る場を多くつくり、生徒一人ひとりが自覚や自信を持てるよう育てていく。様々なストレスを抱えなければならない状況が多い生活の中で、そのストレスに適切な対処することの出来る力を付けさせなければならない。自尊感情を高め、互いを認めあえる生徒の人間関係を築かなければならない。

また、あってはならないことであるが、教職員の何気ない言動が子どもたちを傷つけたり、結果として、いじめを助長してしまう場合があることを理解しておかなければならない。教職員の温かな励ましや認めるということは、生徒の自己肯定感を高めることに繋がり、それがいじめを生むことのない集団の育成に繋がることも理解しておく必要がある。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組

いじめに繋がる自己否定や嫉妬などを抱く状況が増加する中で、その感情を減らし、ストレスを蓄積しないようにするためには、授業や行事の中で、生徒が活躍出来、集団の中で自分は役に立っていると感じることの出来る機会をつくるのが大切である。学校で背負う負の部分には学校で正に変えて行かなければならない。そうすることによって自己有用感を高め、それが他者理解や他者尊重にも繋がることを実感させるようにしなければならない。

また、自己肯定感を高められるよう学校教育活動全体で取り組んでいかなければならない。授業はもちろんであるが、学年行事、学校行事、地域の行事や文化的行事、体育的行事など、それぞれの生徒が活躍出来る様々な機会を設定し、励ましの声を忘れることなく、生徒の成長を支援しなければならない。

(5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法

生徒が自らいじめについて学ぶ場面の設定が重要で、生徒一人ひとりが自分のこととして捉え、主体的に考え、生徒集団から「いじめ防止」や「いじめ撲滅」などの機運が醸し出されることをめざす必要がある。ともすれば、教師主導で行われることが多いが、ここは時間をかけてでも達成感を味合わせるためにもじっくりかけて取り組む必要がある。そのことによって、前述の自己有用感や自己肯定感も養われる。道徳の授業を中心にロールプレイなども導入し、体験することから学ぶことも重要である。他者を理解するためにも、自らの人権感覚、自尊感情の醸成をめざした取組を推進する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない生徒がいじめを認識してもそれを告白することに抵抗を感じたり、告白することによるいじめの拡大やエスカレートを恐れるあまり訴えることが出来ないことが多くなっている。また、自分の思いをうまく表現することの苦手な生徒や既に脅されている生徒がいじめに遭っている場合などでは、隠蔽性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することが多い。

教職員は「いじめの兆候を見逃さない」姿勢が必要であり、生徒の些細な変化にも気づける姿勢が重要である。そのためにも、生徒の何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、より良い生徒集団にするためのしっかりとした行動力が必要である。また、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の生徒との交流の中で生徒の様子に目を配り、生徒と友の過ごす機会を積極的に設けることが大切である。教師集団がつかんだ情報については、一人で判断するのではなく、積極的に情報交換を行い、情報の共有を図らなければならない。それは日々の教育活動の中で日常的に行うことを実践していくことを心がけなければならない。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、学校としては、「定期的なアンケート」と「教育相談」を年間3回実施する。定期的なアンケートと教育相談によっていじめの早期発見と早期対応に心がけるとともに教師に対して相談しやすい状況を作り出しておく必要がある。それ以前の方法としては、日常の観察によって、クラスや学年でのグループのあり方や人間関係がどのようになっているかについても観察するようにしなければ成らない。生徒間の遊びや悪ふざけの中にも気になる行為が見られたらその情報を教職員間で共有していくことも大切と考える。

【具体的取組】

- ① 学期毎のアンケート
- ② 学期毎の教育相談
- ③ 日常的観察（授業中・休憩時間・給食時間・放課後・部活動中 等）
- ④ カウンセリングルームの活用
- ⑤ ケース会議の実施
- ⑥ 職員会議での情報交換
- ⑦ 相談窓口（すこやかダイヤルの周知など）

- (2) 保護者と連携して生徒を見守るために、日頃から生徒のいいところはもちろん気になることについてもこまめに記録を残しておくことが重要である。その中で気になる点があれば、学年等で創案し、保護者への連絡し、子どもの様子の共有をはかる。その際、子どものいいところなども話せるようにする。

- (3) 生徒・保護者・教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃から観察・連絡・相談等によって、良好な人間関係を構築しておくことが重要である。どんな些細なことであっても一人で対応するのではなく、学年・学校全体で情報の共有を図ることに心がける。

- (4) 学校通信・学級通信をはじめ、保護者会や必要に応じて「何かあれば担任に気がるに相談して

ください。」「相談しにくい場合は、直接学校に連絡してください。」など、学校はいつでも相談の門戸を開いていることを広く周知する。

- (5) 教育相談やアンケートによって得た生徒の個人情報、その取り扱いについては慎重を期し、個人情報保護法に沿って適切に管理する。また、知り得た秘密については漏れることのないよう定期的に教職員の意識を確認していく。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアがもっとも重要であり、迅速な対応が必要になる。同時にいじめ行為に及んだ生徒の対応も重要である。その行為の背景やいじめ行為の原因を把握し、指導支援に当たることが再発防止に繋がる大切なことである。

最近の事象を分析すると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、自己中心的な考えのもと、相手の痛みを感じたり、いじめ行為の悪質さを自覚することが困難な状況におかれていることもめだっている。その点を十分理解した上で、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、いじめた相手に心から謝罪する気持ちに至るよう継続的な指導が必要である。いじめを受けた生徒は、仲間からの励ましや教師の温かな言葉、保護者の支援などで心的な癒しを受けることが出来るが、相手が自己変革する姿がより人間的信頼感を回復するきっかけになると考えられる。

いじめた生徒、いじめられた生徒、いじめという事象に関係した生徒全てが、豊かな人間関係の再構築をする過程の中で人間的成長を成し遂げられるようにしなければならない。また、学校としては、これらの事象の教訓化を行い、教育課題へと高めていくことが重要と考える。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

(別添資料：「5つのレベルに応じた問題行動へのチャート」参照)

- (1) いじめの兆候を見つけた場合は、些細な兆候であっても、すぐさま情報の共有を図り、早い段階からの確な対応に心がける。

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場ですぐにその行為を止めさせ、個別に話を聞く。
- ② 生徒や保護者から「いじめかも」というような訴えや相談があった場合には、何より先にその話に対して真摯に傾聴する。
- ③ いじめの通報があった場合、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するように配慮する。
- ④ 発見・通報を受けた教職員は一人で判断したり抱え込まずに「いじめ対策委員会」はもとより、学年主任、生徒指導主事、教頭に速やかに連絡し、その後の対応について協議する。
- ⑤ 報告を受けた委員会は、速やかに当該生徒から事情を聞き取るなどしていじめの事実の有無の確認を行う。
- ⑥ いじめの事実が確認されたら、被害・加害生徒の保護者に対し、家庭訪問を行い、直接会って丁寧に説明する。
- ⑦ いじめ行為が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、いじめられている生徒を徹底して守り抜くという観点から、所轄警察署と相談しながら対応方針を検討する。なお、生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

【いじめ行為が犯罪行為として取り扱われる可能性のあるもの】

- 冷やかす・悪口・脅し等・・・・・・・・・・・・・・・・・・脅迫、名誉毀損、屈辱
- 故意のぶつかり、遊びの振りした暴力等・・・・・・・・・・暴行
- 殴る・蹴る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・暴行・傷害
- 金品のたかり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・恐喝
- 金品を隠す、盗む、捨てる、壊す・・・・・・・・・・窃盗・器物破損
- 嫌なことをさせる、危険なことをさせる・・・・・・・・強要・強制わいせつ
- インターネット等での誹謗中傷・・・・・・・・・・・・・・・・名誉毀損

3 いじめられた生徒またはその保護者への支援

まず最初にいじめられた生徒から、事実関係の聞き取りを行う。中には自分も悪いというような責任の一部を自分にあるような考え方を持つことのないよう配慮しなければならない。

聞き取りを済ませたあと、生徒の発信した内容については個人情報の取り扱いやプライバシーの保護には十分配慮してそれ以後の対応を行う。また、家庭訪問等によりその日のうちにすみやかに保護者に事実関係を伝え、いじめられていた生徒や保護者に対して秘密を守ることや「君を守る」という安心感を持ってもらえるように伝える。さらに、複数の教職員の協力・支援、当該生徒の見守りなどを行うなど、いじめられた生徒の安全を最大限確保する。

いじめられた生徒にとって信頼出来る人（親しい友人、教職員、保護者、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添える体制の構築が必要である。また、必要に応じて生徒を特別教室などで学習することが出来るような配慮も必要と考える。いじめられた生徒が、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ることが重要と考える。

保護者の対しても、子どもを安心して通わせることの出来る学校作りを示すことが必要である。学校としての取組や支援の在り方を説明する。必要に応じて、スクールカウンセラーの協力を得ることも必要なことである。

表面上は見えなくなったとしても、継続的に支援・配慮を行い、学校は、教師は見ているよと言うことが必要である。

4 いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実確認の聞き取りを行う。聞き取りに関しては、個別で別室で行うなど、配慮することが必要である。いじめ行為があったことが確認されたときは、複数教員で対応し、必要ならば外部専門家の協力を得て、組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止することもめざしていく。
- (2) 事実確認をした上で、家庭訪問等で速やかに保護者に連絡し、いじめという事実に対する保護者の理解や承諾を得て、学校と保護者が連携して以後の対応が適切に行うことが出来るよう、保護者の協力を求め保護者にも継続的に助言・支援を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、「いじめは相手の人格を傷つけ、生命、身体及び財産を脅かす行為である」ことを理解させ、自らの行為に対して反省と責任を自覚させる。ただ、いじめた生徒が抱えているであろういろいろな課題やいじめの背景にも目を向け、当該生徒の安全・安心、健全な人格の発達に十分配慮する。その指導にあっても、学校として、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーなどの協力を得るとともに、再発防止につとめる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

直接的ではなくても、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実確認をした上で、いじめを受けた者の立場になって、その悔しさやショックについて考えさせ、相手の心の痛みや悩みへの共感性を育て、当該生徒たちの行動の変容をめざす。

同調していたり、はやし立てたりと観衆的な生徒、見て見ぬ振りをしていた傍観者的な生徒に対してもそうした行為はいじめられている生徒にとって、いじめられているという苦痛だけでなく、孤独感や孤立感も持ち、寂しく情けない気持ちになることをしっかりと認識させる。ただ、傾向として、「観衆」「傍観者」になっていた生徒の中には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることは少なくなく、全ての職員が、あらゆる場面で「いじめは絶対に許さない。」また、「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることが、いじめをなくすことに繋がる。」と言うことを生徒に浸透させる。そのためにも、教職員は日常より生徒の信頼を得るべく行動しなければならない。

(2) いじめの発生を生徒の問題として捉えず、学校の課題として認識する。

いじめが発覚した際、被害生徒、加害生徒たちだけの問題として捉えるのではなく、学校の課題としての認識を持ち、課題解決に当たる。生徒集団に対し、互いに尊重しあい、認め合う集団作りを進めるために、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切・さかけがえのなさを自覚して学級経営をするとともに、全ての教職員が協力し、支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら安心した学校生活を過ごせるように努める。

認知したいじめ事象について、地域や家庭の背景も把握し、今までの学校教育における人権教育の課題として位置づけることも必要である。そのことで、今までの生徒への対応の在り方を分析し、今後の指導を見直していく。その際には、スクールカウンセラーとも連携し、全ての学校教育活動の中で、人権尊重の観点を第一に、授業や学級活動を中心に生徒のコミュニケーション能力の向上にも努める。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込みや写真の投稿があった場合、学校として、問題の箇所を確認し、そのページを印刷・保存する。その後の対策として、管理職・教育委員会とも対応を協議する。書き込み等の関係生徒の特定につとめ、その後聞き取りなどの調査、そこに至る経緯をつかみ、被害に遭った生徒があった場合は、心のケア等必要な措置をとる。

(2) 書き込みに対する対応は、削除の要請を速やかに行うとともに、被害に遭った生徒への指導にも細心の注意を払いながら、当該生徒、保護者への精神的フォローにつとめる。また、書き込み・写真投稿を行った生徒に対しては、必要に応じて、所轄警察署や外部機関と相談の上、対応を考える。

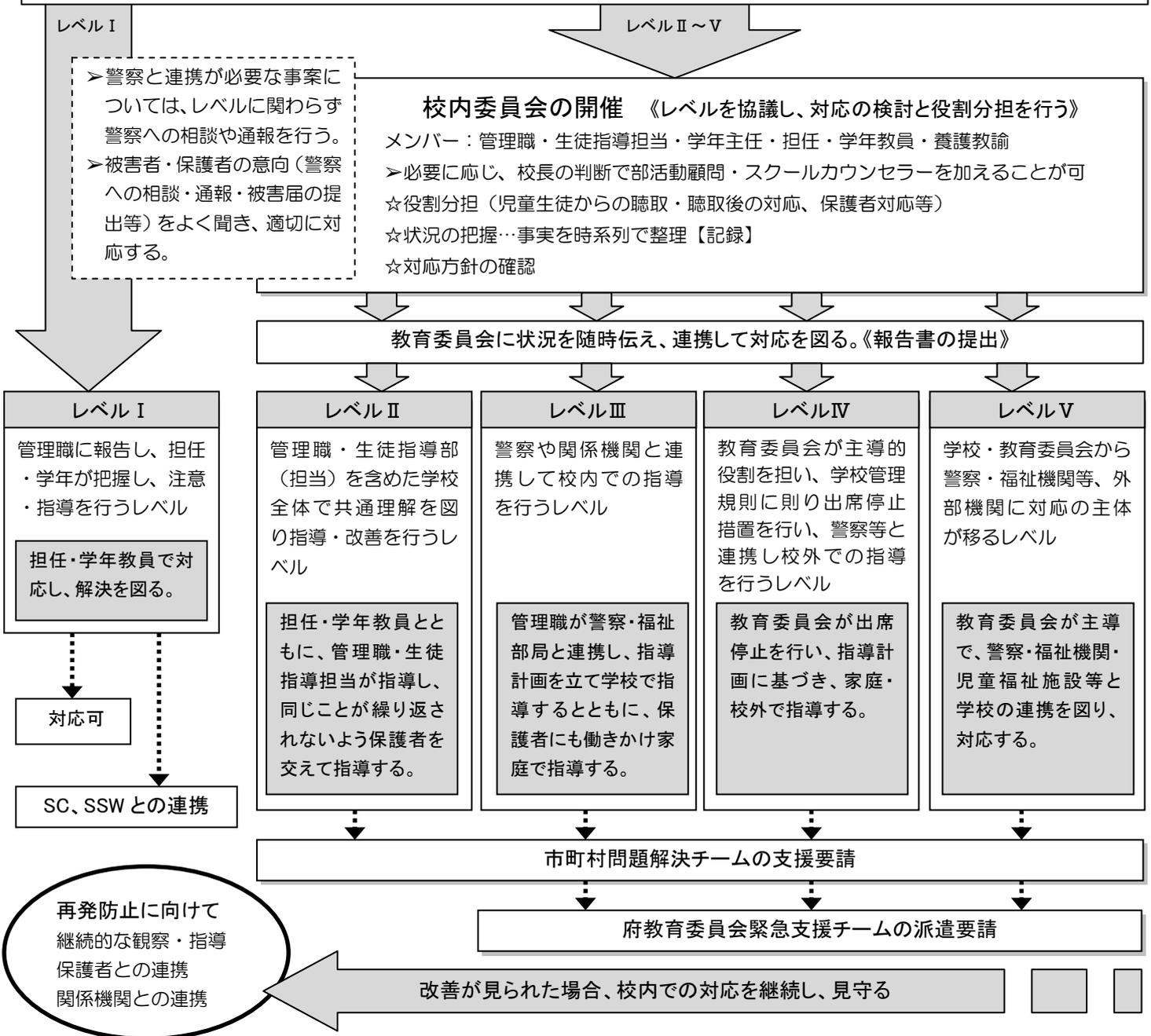
(3) 学校として、情報モラルの指導を見直し、教科では社会科・技術家庭科とも連携し、基本的技能の学習や情報の発信者としての最低限のモラルや知識・技能を学習する機会を持つ。

第5章 その他

・この基本方針は本校の状況に応じて、いじめ問題対策委員会において点検・見直しをすすめ、適切に改訂を行う。

ねらい

- 児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。
 - ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
 - ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
 - ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
 - ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。
- 問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

5つのレベルの例示

レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないように注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



- ・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害
◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ

※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する
※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



- ・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 暴言・誹謗中傷行為 (「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの) □脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)
□暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの)
◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊◇バイクの無免許運転等

※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合
※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

【事例Ⅲ－①】生徒間での暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



- ・管理職が警察やこども家庭センターに連絡を取り、当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながらい指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も30分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



- ・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会が出席停止を命じ、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。
- ・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

レベルⅤ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治3カ月の重傷を負わせた。



- ・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。